

(3) 印西地区ごみ処理基本計画 (写・抜粋)



---

# 印西地区ごみ処理基本計画

---

(写・抜粋)



平成26年3月

印西市 白井市 栄町

印西地区環境整備事業組合

# 1. 計画策定

## (1) 計画の目的

近年、環境問題の中でも取り分け地球温暖化が叫ばれる中、大量生産・大量消費・大量廃棄という使い捨て型の社会から持続可能な循環型社会を目指すとともに、深刻化する地球温暖化問題に対応するため、温室効果ガスの排出を抑える低炭素社会づくりの実現を目指して取り組みを進めています。加えて、天然資源の枯渇が懸念されており、この点からもごみ処理システムの見直しについて、検討が必要となっています。

また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、未曾有の被害と共に大量な災害廃棄物の発生や廃棄物の処理における放射能汚染をもたらし、印西地区の廃棄物処理にも想定外の大きな影響と不安を与えました。

こうした状況を受け、国では、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、廃棄物の量に加えて循環の質にも着目した循環型社会の形成や国際的取り組みの推進、東日本大震災の反省点を踏まえた震災廃棄物対策の必要性について示しています。

さらに、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）の施行に伴い、平成25年6月に「ごみ処理基本計画策定指針」を改定しています。

印西地区環境整備事業組合及び、組合を構成する印西市、白井市及び栄町では、これまでに収集運搬業務を始めとしたごみ処理システムの一元化に取り組むとともに、ごみの発生抑制や減量化・資源化を図り、循環型社会の形成に努め、また、余剰蒸気を周辺地域の地域冷暖房等への熱源として供給し、エネルギーの有効利用を図って参りました。

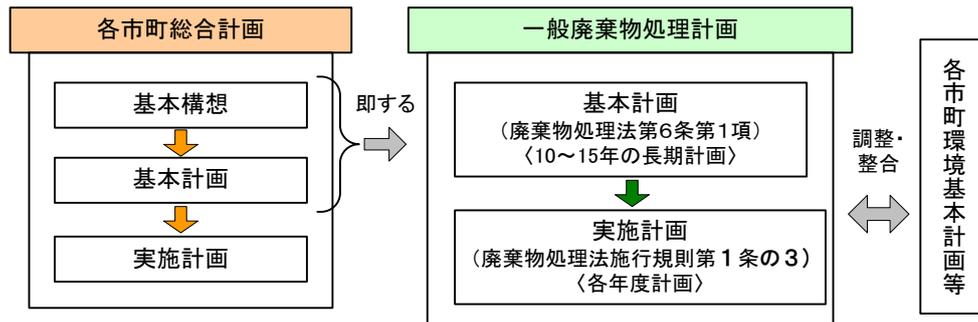
今後はさらなるごみ処理システムの低炭素化を視野に入れてごみ問題に取り組んでいくことはもとより、ごみ処理の安全・安定を維持し、今後の震災への十分な備えを計画していく等、新たな視点で計画を策定する必要があります。

組合と構成2市1町では、こうしたごみを取り巻く現状を踏まえ、長期的視野に立ち、平成21年3月に策定した「印西地区ごみ処理基本計画」を見直し、総合的かつ計画的にごみ処理を推進して参ります。

## (2) 計画の位置づけ

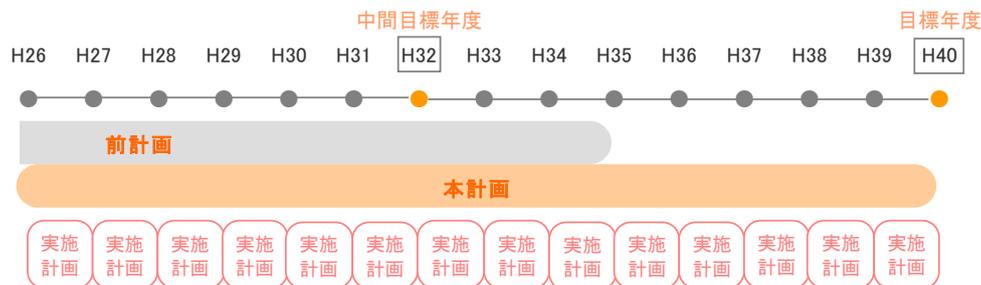
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき「一般廃棄物処理計画」として策定するものであり、印西地区共通の計画として、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるものです。

なお、本計画では、より実効性の高い計画策定を目指し、構成市町及び組合が実施する具体的な施策についても定めるものとします。



## (3) 計画期間

本計画の計画目標年次については、平成26年度を計画初年度とし、計画目標年次を15年後の平成40年度とします。また、ごみ処理を取り巻く大きな変化があった場合、随時見直していくものとします。



### (3) 中間処理計画

#### 1) 既存施設における安定処理の確保と環境保全

##### ①焼却処理施設

衛生的な生活環境の保全と公衆衛生の向上には、施設の安全・安定処理が不可欠であり、施設の延命化対策を含めて、各機器の予防保全としての定期点検と維持補修を計画的に実施していきます。

また、周辺環境に配慮して、安定した施設運転を継続していきます。さらには、省エネルギーと地球温暖化対策としての熱エネルギーの有効活用について、調査研究を継続していきます。

##### ②粗大ごみ処理施設

安全・安定処理の確保及び施設の延命化対策として、各機器の定期点検と維持補修を計画的に実施していきます。

また、施設の安全性向上を目指し、施設改良、分別基準の見直し及び住民へ啓発を徹底していきます。

#### 2) 次期中間処理施設整備事業の推進

##### ①基本方針

「第三次循環型社会形成推進基本計画」(循環型社会形成推進基本法 15 条の 7 平成 25 年 5 月閣議決定)の基本理念及び「廃棄物処理施設整備計画」(廃掃法 5 条の 3 平成 25 年 5 月閣議決定)の「2. 廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施」に基づき、粗大ごみ処理施設を含む次期中間処理施設の基本方針を以下に示します。

#### (1) 市町の一般廃棄物処理システムを通じた 3R 推進

##### 【国の基本方針】

- ① 分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用
- ② 資源の有効利用、温暖化効果ガスの排出抑制等の環境負荷低減
- ③ 廃棄物の地域特性及び技術進歩の考慮
- ④ 地域振興、雇用創出、環境教育等の効果について考慮

##### 【本計画における基本方針案】

廃棄物を最大限循環活用できる施設とし、加えて地域特性と最新技術を導入した環境負荷の低減及び環境学習、福祉等の向上にも効果がある施設を整備します。

(2) 地域住民等の理解と協力の確保

【国の基本方針】

- ① 住民や事業者に対して、施設の安全性、生活環境の保全、公衆衛生の向上、資源の有効活用、温暖化効果ガスの排出抑制等環境負荷低減、地域振興、雇用創出、環境教育に関する情報を明確に説明し、理解と協力を得られるよう努める。

【本計画における基本方針案】

情報発信拠点の役割を兼ねる施設とし、環境に関する情報の他、地域住民や事業者の理解と協力を得られる情報を提供する施設を整備します。また、整備に当たっては、住民参加を重視して行います。

(3) 長期的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

【国の基本方針】

- ① 広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化を進めるべき。
- ② 既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- ③ P F I 等の手法により、施設設計段階から民間活力を活用し、社会経済的に効率的な事業となるように努める。

【本計画における基本方針案】

30年間の安全稼働・安定処理を見据え、最適な施設整備と維持管理方法を調査研究していきます。また、経済性を考慮した廃棄物処理システムを構築します。

(4) 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取り組みにも配慮した廃棄物処理施設の整備

【国の基本方針】

- ① 廃棄物処理施設の省エネルギー・創エネルギー化を進める。
- ② 地域の廃棄物処理システム全体で温暖化効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図っていくことが重要。
- ③ 地域特性を踏まえて回収エネルギーを熱供給により地域に還元する。
- ④ 温暖化効果ガスの排出抑制に努める。

【本計画における基本方針案】

ごみの持つエネルギーを最大限有効に活用できる施設とし、高効率な発電や地域特性に応じた熱供給などによる地域還元に取り組みます。

(5) 災害対策の強化

【国の基本方針】

- ① 大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設の能力を維持し、代替性及び多重性を確保しておくことが重要。
- ② 地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。
- ③ 大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割が期待できる。
- ④ 震災等により発生した災害廃棄物を保管するためのストックヤード整備を推進する。

【本計画における基本方針案】

大規模災害時にも稼働を確保し、その役割を継続できる強固な施設とします。また、災害廃棄物の処理を考慮した一定程度の余裕をもった能力、ストックヤードの整備などによる防災拠点化を目指します。

(6) 廃棄物処理施設整備にかかる工事の入札及び契約の適正化

【国の基本方針】

- ① 入札・契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を目的として総合評価落札方式の導入を推進する。
- ② 温暖化効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努める。

【本計画における基本方針案】

入札・契約に際し、総合評価方式を導入し、透明性の確保・競争性の向上に努めます。

②施設整備における重要な事項

・ 公害防止に関わること

現印西クリーンセンターにおける公害防止基準以上に対応できる設備を備えたものとし、施設整備時の直近の先進設備事例を十分に参考とした環境影響抑制効果のあるものとします。

・ 施設の性能及び役割に関わること

- ① 環境負荷の低減等廃棄物の適正処理の確保はもちろん、その循環利用を十分に行える施設とするため地域特性と近隣市等の処理実績を踏まえ、最新技術を導入した施設整備とします。
- ② 安全操業と安定稼働が確保される強靱な一般廃棄物処理システムの構築を目指し、大規模災害時も処理が継続される施設とすると同時に、地区の防災拠点としても機能しうる施設とします。
- ③ 廃棄物処理だけでなく広く環境に係る情報発信拠点の機能及び環境教育にも効果がある施設とします。

・ 事業方式に関わること

建設から運営までを含めて民間事業者へ委託する事業方式（PFI、DBO、包括的運営管理委託など）の採用を積極的に検討し、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用した効率的かつ経済的な公共サービスの提供を目指します。

・ 住民参加に関わること

地域住民にとっての廃棄物処理施設となるよう、透明性・公平性を確保し、環境汚染への懸念を払拭し、事業主体への信頼を得られるよう、施設整備から運営のすべての段階において住民参加の機会を設け、住民とともに計画・管理していきます。

## ③整備する施設規模の見込み

## ・新・焼却処理施設

減量目標達成時（平成 40 年度）における下記焼却対象ごみ量を安全かつ完全に処理できる施設規模とします。ただし、直近の実績処理量を基に最終調整します。

減量目標達成時（平成 40 年度）の焼却処理量	37,893.96 t
災害ごみ・その他	4,000.00 t
（合計）	41,893.96 t

## ・新・粗大ごみ処理施設

減量目標達成時（平成 40 年度）における下記処理対象ごみ量を安全かつ完全に処理できる施設規模とします。ただし、直近の実績処理量を基に最終調整します。

減量目標達成時（平成 40 年度）の破碎・選別処理量	3,389.07 t
----------------------------	------------